

## 質問と回答

## 「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」講習会における質問と回答

日本建築センターでは、平成30（2018）年9月に「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」を発行し、平成30年11月～12月にかけて、東京・名古屋・大阪・福岡で講習会を開催いたしました。今般受講者の方から寄せられました質問に対し、講師の方々に回答を取りまとめていただきましたので、ここに掲載いたします。

質問・回答中の「p. ○」は「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2018」の該当ページを示します。

No.	頁	行	質問	回答
1	4	18	一般環境と同レベルの粉じん濃度の基準を教えてください。	指針では具体的な目標値を定めていません。飛散防止処理工事前の周辺環境中の石綿粉じん濃度を測定するなどして確認してください。 または、公表資料等における石綿大気濃度調査結果を参考にしてください。 例えば、環境省調査結果： <a href="http://www.env.go.jp/press/105794.html">http://www.env.go.jp/press/105794.html</a>
2	5	下段	表1.3-1 石綿含有建材の分類と各種法令の適用対象（概要）の表の中で以下の建材はどの分類に当てはまるのでしょうか。 ・外壁 仕上塗材 ・外壁 リシン吹付け ・外壁 吹付けタイル ・内壁 じゅらく	表1.3-1は各法令上の石綿含有建材の適用対象を便宜上まとめたものです。各建材の適用については、対象となる法令に応じて関係官庁に問い合わせください。
3	14	フロー図	石綿の除去、封じ込め、囲い込みを行わずに「維持管理」を行う場合、環境測定の頻度の規定はあるのでしょうか。	維持管理における環境測定の頻度について、指針では具体的な基準を定めていません。維持管理対象の吹付け石綿等の状況に応じて実施してください。
4	17	8	石綿含有吹付けロックウール（乾式）の使用時期の目安の記載がありますが、11、12行目に「～昭和55年の場合 判定：石綿が5%以下の含有の可能性があり」とあり、表2.2.1では「～昭和62年 5%以下」となっています。どちらが正しい記載でしょうか。	p.17の2)③「吹付け作業時期が昭和56（1981）年以降の場合」に、「一部の製品には石綿が含有されているケースもあるため、…」とされています。これが表2.2-1中の昭和62年まで可能性があるという意味です。

No.	頁	行	質問	回答
5	19	14	劣化に該当するときは「維持管理」は選択できないと書いてありますが、やや劣化の判定のときに「維持管理」は選択できるのでしょうか？ また「維持管理」が選択できる場合、どのような管理が考えられるのでしょうか？ また、維持管理目的で空気環境測定（総繊維数濃度）を実施した場合基準値は何を参考にすればよろしいのでしょうか？	指針では「やや劣化」の判断の場合に「維持管理」の選択を妨げていません。「維持管理」を行う場合には定期的に吹付け石綿等の状況（はく離、浮き等が発生していないか、劣化度が「劣化」に移行していないか等）を確認する必要があります。 空気環境測定を実施する場合には周辺一般環境大気との比較でご判断ください。
6	21		外壁の仕上塗材、下地調整塗材のサンプリングをする際の頻度の基準があれば教えてください。大きな建物でも東西南北、各面一検体+塔屋で計5検体として良いのでしょうか？逆に小さな建物だと、外壁2ヶ所程度として良いものなのでしょうか？	指針では基準を定めていません。工事実施時の工区の記録、外壁改修の記録、現地での目視確認等により同一の建材と判断される部分から代表的なサンプルを採取してください。なお、JISではサンプル採取数を定めており、解説に記載の通りです。
7	39	工事 フロー図	現状では、調査を行う前に工事を発注し、施工者が現場に入ってから調査等の対応している。予算、工期ともに苦慮している。発注の前に調査・診断を行うようにすべきだと思います。	指針では発注前の事前調査について規定し、その重要性についても発信しているところです。
8	40 講習会 テキスト p.9		吹付け石綿の含有判断において、「みなし含有」がNGとされている根拠を教えてください。	石綿則第3条第2項で「～石綿等が吹付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、（中略）石綿等が使用されていると見なして（中略）措置を講ずるときは、この限りでない。」とされ、これが「みなし含有」の根拠となっています。ここに示されているように吹付け材は除かれています。
9	44	14	講習会資料 p.13のスライド17の最下行で特別管理産業廃棄物管理責任者が専任とありますが指針 p.44の(6)の行には専任の明記がありません。 また廃棄物処理法でも、事業所ごとの設置は義務付けられていますが、兼任することができないとは記載されていません。専任とする必要があるのでしょうか。	廃棄物処理法（法第12条の2第6項）では、 「その事業活動に伴い特別産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない」とされ、明確に専任とは規定されていません。 ただし、地方自治体によっては独自に規制を行っている場合もありますので、工事前に確認をすることが望ましいです。 以下 URL もあわせて参照ください。 <a href="http://www.jwnet.or.jp/waste/knowledge/tokubetukanri.html">www.jwnet.or.jp/waste/knowledge/tokubetukanri.html</a>

No.	頁	行	質問	回答
10	51		セキュリティーゾーンの設置についてジッパーは作業中はしめきらないほうがよいのでしょうか。	<p>作業中にジッパーを閉めてはいけません。セキュリティーゾーンは作業エリアへの給気を行っています。ジッパーを閉めると作業場内の負圧は下がりますが、換気回数が減るので、場内の石綿粉じん濃度は高濃度となり、作業員が非常に劣悪な環境下で作業を行うようになり、非常に危険です。</p> <p>作業場内の負圧確保するには</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① セキュリティー出入口（開口部）に前垂れの設置</li> <li>② 集じん排気装置の増設し、負圧と換気回数を確保</li> </ol>
11	56	24	-5~-2Paと記載がありますが、-6~-3とするのは不適切でしょうか。	<p>一般的に-5~-2Paを負圧目標とすることが多いです。</p> <p>-6~-3Paでも大きな問題はありませんが、養生プラスチックシートの養生に配慮する必要（補強等）があります。</p>
12	60	6	産廃で熔融処理をする場合でも安定化処理をすることになっています。安定化処理の目的は、埋め立ての場合に、袋の経年劣化による飛散防止と認識しています。運搬中の飛散を考慮しての対策ということでしょうか。	<p>熔融処理を行う場合、法的には、安定化処理は義務付けられていませんが、石綿飛散防止の観点から安定化処理を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>安定化処理の目的は</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 輸送中の袋の破損事故等による飛散防止</li> <li>② 埋め立て時の袋破損時の飛散防止があります。</li> </ol>
13	63	最下行	敷地境界の環境測定+デジタル粉じん計でも併せて測定は必要でしょうか。	<p>必要と思います。</p> <p>デジタル粉じん計のメリットはリアルタイムで粉じんを測定できることですが、環境測定での測定結果には時間が必要です。万一、環境測定で異常値が出ても、石綿粉じん繊維をフィルターで捕獲した後の空気は周辺に拡散しています。</p> <p>敷地境界付近には集じん排気装置の排気口があることも多く、デジタル粉じん計での粉じん量の変化を確認し、変化の原因をチェックすることは飛散事故の早期発見につながることもなり、飛散事故防止にも有効です。</p>

No.	頁	行	質問	回答
14	72 3.3.3		増改築の際、建築基準法上規制対象となる「人が活動することが想定される空間に露出しているもの」の中の「露出しているもの」の判断について、H18国住指第1539号第3第3項では「増改築の際に、すでに封じ込め、囲い込みの措置が行われている部分については、措置の内容や現状に照らして、当該基準に準じた措置がなされている場合には露出していないものと取り扱って差し支えない。」とされています。この意味は、吹付け石綿等の下に一般的な天井があり、一見、露出していないと思われる場合においても、囲い込みに準じた措置（隙間のシーリング等）が行われていない場合は「露出しているもの」と判断するものと考えてよろしいですか。	貴見のとおりです。
15	76	17	吹付け石綿等の囲い込み処理工事を実施した箇所の点検周期は、1年以内に1回程度とするとあります。一方で、建築物石綿含有建材調査者講習におけるテキストでは、年2回程度の点検をすることとされているように思われますが、どのように理解すればよろしいのでしょうか。	建築物石綿含有建材調査者講習のテキストでは、現地調査によって確認された石綿含有建材の劣化度に応じて、その後の点検周期が例示されております。適切に囲い込み処理工事を実施したばかりの箇所については、劣化度は「劣化なし」に該当するものと想定されますので、本テキストにおいては、点検周期は1年以内に1回程度と例示しています。
16	88		吹付け石綿はS50年（1975年）に禁止となりましたが、制振壁のファスナー部分の充填に含有の例が示されています。制振装置が使われだした時代とマッチしないと思うのですが実際にある事例なのでしょうか？	1969年に竣工した建物に実際にあった事例です。ご指摘の通り、免振装置は1981年の新耐震基準以降導入されるケースが多くなったと考えられますが、当建物の制振壁が新耐震基準に基づき改修された際に、たまたま何らかの理由で石綿を練り込んだ材料でファスナー部分を含む壁四周の空隙部に充填されたのか、建設工事の当時としては先進的な技術を導入したことによるものかは、残念ながら不明です。
17	156 (付録4)	1～	審査証明-004「アスベックス工法」（除去工法）記載無し 何故ですか？	付録4では、（一財）日本建築センターで建設技術審査証明を取得した案件を掲載・紹介しています（2018年8月現在）。